

追加接種（3回目接種）前倒し早見表（広島市）

（注）追加接種対象者—18歳以上の者

令和4年1月21日時点

～2回目の接種を終了した日から **6か月**経過後から追加接種可能となる対象者～

- ① 医療従事者
- ② 高齢者施設等の入所者&従事者、通所サービス事業所の利用者
&従事者
- ③ 病院、有床診療所の入院患者
*対象者の詳細については別紙参照
- ④ ①～③以外の高齢者 *本年度中に65歳以上

④の高齢者の前倒しは、
令和4年1月24日以降です。

2回目の接種を終了した日 から8か月が経過する日 (2回目接種日)	1月 (5月)	2月 (6月)	3月〇日 (7月〇日)	4月〇日 (8月〇日)	5月〇日 (9月〇日)
接種可能日	接種可		1月〇日以降	2月〇日以降	3月〇日以降
(接種券発送)	発送済		1月24日	2月中	3月中

前倒し対象者の詳細な範囲（広島市）

令和4年1月21日時点

（注）追加接種対象者—18歳以上の者

A 医療従事者（6か月）

- 1 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会にある医師その他の職員
 - * 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる）
 - * 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。
 - * バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とならない。
 - * 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。
 - * 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
 - * 助産所の従事者で新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
 - * 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所の従事者と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。
- 2 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。）
 - * 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。
- 3 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員
- 4 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者
 - 1 感染症対策業務
 - 2 予防接種業務

B 高齢者施設等の入所者&従事者（6か月）

介護、障害福祉の通所サービス事業所の利用者&従事者（6か月）

病院、有床診療所の入院患者（6か月）

高齢者施設等の範囲

- 介護保険施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院）
- 居宅系介護サービス（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）
- 老人福祉法による施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）
- 高齢者住まい法による住宅（サービス付き高齢者向け住宅）
- 生活保護法による保護施設（救護施設、更生施設、宿所提供施設）
- 障害者総合支援法による障害者支援施設等（障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所、福祉ホーム）
- その他の社会福祉法等による施設（社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設、原子爆弾被爆者養護ホーム、生活支援ハウス、婦人保護施設、矯正施設（患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）、更生保護施設）

介護、障害福祉の通所サービス事業所の範囲

- 通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
- 短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援